令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による被害を受けた方々への支援について

令和2年7月3日からの大雨により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、 早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用市町村にお 住まいのお客さまに対し、下記のような可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきま す。

記

- 1. お届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- 2. お預り有価証券の売却、解約代金の受渡日以前のお支払いのお申出があった場合の可能な限りの便宜措置

【災害救助法適用市町村】(内閣府第3報発表)

	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、
	球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、
	球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町
鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曽於市、志布志市

《本件に関するお問い合わせ先》

お客様センター 0120-346-543 (受付時間:平日9時~17時)

以上